

企業立地促進条例の中間報告について

(企業立地における税制の活用)



I 企業立地促進条例の概要について



I 企業立地促進条例の概要

＜正式名称＞ 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例

(1) 目的

企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与すること

(2) 支援対象

【テナント型】

賃貸施設へ移転するテナントへの支援

【固定資産取得型】

事業所の新規立地、増設等を行う事業者への支援

(3) 支援内容

特定地域等において一定の条件を満たす事業計画を実施する者を認定し、**市税の軽減と助成金の交付**を実施

- ①みなとみらい21、②横浜駅周辺、③関内周辺、④新横浜都心、
- ⑤港北ニュータウン、⑥京浜臨海部、⑦鶴見東部工業、
- ⑧鶴見西部・港北東部工業、⑨臨海南部工業、⑩内陸南部工業、
- ⑪旭・瀬谷工業、⑫港北中部工業、⑬内陸北部工業

※①～⑤:業務系地域 / ⑥～⑬:工業系



I 企業立地促進条例の概要(支援の種類)

(1) テナント型

■ 市税の軽減

法人市民税法人税割額について、「最大1億円/1事業年度」を4～6年間軽減します

＜地域に応じた支援内容＞

対象地域	対象事業分野	軽減対象期間
みなとみらい21・横浜駅周辺	すべての事業分野	5年間(外資系企業は6年間)
関内周辺・新横浜都心	すべての事業分野	4年間(外資系企業は5年間)
京浜臨海部・臨海南部	環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、製造業	4年間(外資系企業は5年間)

(2) 固定資産取得型

■ 助成金の交付

対象となる固定資産の取得費(投下資本額)に助成率を乗じた額を交付

＜投下資本額に応じた支援内容＞

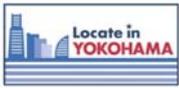
投下資本額	支援内容
中小企業:1億円以上/大企業:50億円以上	助成金(10年間に分割して交付)



I 企業立地促進条例の概要(条例の変遷)

	【取得型支援】			【テナント型支援】
	自社ビル建設等	賃貸ビル建設	観光・MICE施設	オフィス賃借
第1期 (H16-20)	上限50億 助成率10%	上限50億 助成率10%		
第2期 (H21-23)	上限20億 助成率8~10%			法人税割1/2相当 ×3年
第3期 (H24-26)	上限20億 助成率6~10%			法人税割相当額 ×3~4年
第4期 (H27-29)	上限50億 助成率5~12%	上限50億 助成率10%	上限50億 助成率12%	法人税割相当額 ×3~5年
第5期 (H30-R2)	上限50億 助成率8~12%	上限50億 助成率8~12%	上限50億 助成率12%	法人税割額 ×4~6年

 : 固都税軽減(1/2×5年)+助成金(第1~4期)
 法人市民税軽減(第5期)
 : 助成金



II 平成30年度の条例全部改正と認定状況について

(平成30年4月1日施行の改正内容について)



II 改正のポイント(方向性)

◇ 適用期間の延長

引き続き、市内に企業や大規模投資を呼び込んでいくため、**適用期間を3年間延長**（平成30年度～令和2年度）

◇ 効果的なインセンティブとなるよう制度を見直し

企業立地を取り巻く環境の変化・大規模なまちづくりの動きなどを踏まえ、**効果的なインセンティブとなるよう、制度の見直し(強化)を行う**



II 改正のポイント(概要)

- 1 関内の業務機能強化（インセンティブ拡充・特性に応じたメニュー創設）
- 2 研究開発機能立地への支援強化
- 3 工業集積の維持・機能転換の促進（工業系エリアの機能強化）
- 4 特定地域外への優良企業の立地を逃さない制度創設
- 5 テナント企業誘致の強化（助成金から税軽減への転換）
- 6 取得型支援の枠組みの変更（中小企業への支援強化）



1 関内の業務機能強化(大規模なインセンティブの拡充)

関内周辺地域

- ① 市庁舎移転を契機に、関内エリアの業務機能の再生・強化を強力に促進していくため、みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域と同規模の**上限50億円(助成率12%)**の支援規模を設定。
- ② ベンチャー企業や成長産業の企業集積等、関内の魅力・強みを生かしたまちづくりを進めていくため、受け皿となる賃貸ビルの建替えや低未利用地への新築及び耐震改修等に対する支援制度を創設。

改正の内容

- ① 本社、研究所の立地に対する支援の拡充
＜上限額＞ 20億円 → 50億円
＜助成率＞ 8% → 12%
- ② 賃貸ビルの建替え・新築、耐震改修等への支援の創設
(関内周辺地域限定)
＜要件＞ 一定割合以上を新規進出企業に賃貸
＜上限額＞ 建替え・新築20億円、耐震改修等10億円
＜助成率＞ 12%

条例認定・相談件数(H30年4月～R1年11月)

- ＜相談件数＞ 10件(固定資産取得型5件、関内再生型5件)
＜認定件数＞ 0件



2 研究開発機能立地への支援強化

業務系地域

- ① みなとみらい21地域等で研究開発拠点の投資が進む一方で、テナント型の研究開発拠点の進出については、市内に賃貸施設が不足しているため、市外に逃している状況。
積極的に市内立地を促進するため、**賃貸型R&D施設の立地**に対する支援を創設。
- ② オープンイノベーションによる新たなビジネスの創出を促進するため、本社・研究所等の建設・取得について、その一部に市内企業等との交流スペースやベンチャー企業誘致床等を整備する場合は新たに支援対象とする。

改正の内容

- ① 一定の要件(天井高・床荷重等)を備えた賃貸型R&D施設の立地に対する支援の創設
＜要件＞ 一定割合以上を新規進出企業に賃貸すること
＜上限額＞ MM・横浜駅・関内:50億円/新横浜・港北ニュータウン:20億円
＜助成率＞ MM・横浜駅・関内:12%/新横浜・港北ニュータウン:8%
- ② 他社に貸し出す交流スペースや、ベンチャー企業誘致床等の整備に対する支援の拡充
＜要件＞ 自社の本社・研究所等の建設・取得を行う場合

条例認定・相談件数(H30年4月～R1年11月)

- ＜相談件数＞ 2件(新横浜都心2件)
＜認定件数＞ 0件



3 工業集積の維持・機能転換の促進(工業系エリアの機能強化)

工業系地域

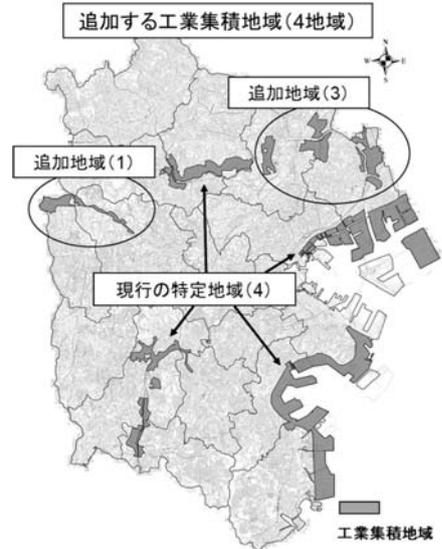
- ① 内陸部工業集積地域で急速に住工混在が進んでおり、既存の中小企業が継続して操業できるよう、工業系エリアの支援対象地域を**工業集積地域全域**に拡大。
- ② 企業のグローバルな事業再編等に動く中、大規模工場については市内から撤退する動きがあるため、今後も本市への定着が大きく期待できる**先端技術工場**の立地・機能転換に対する支援を強化。

・工業集積地域

工業集積度が高く、今後とも都市機能と調和を図りつつ工業集積の維持・高度化を目指す地域。都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域又は工業専用地域の各一部からなる。

・先端技術工場

製品または生産技術の開発、試験及び試作品の製造等を行う研究開発機能を有する工場



改正の内容

- ① 支援対象エリア(工業系の特定地域)の追加
 <旧> 4地域 → <新> 8地域
- ② 「先端技術工場」については助成率を2%上乘せ
 <助成率>
 ・京浜臨海部・臨海南部 工場10% → 先端技術工場:12%
 ・その他の工業系地域 工場 8% → 先端技術工場:10%

条例認定・相談件数(H30年4月～R1年11月)

- <相談件数> 3件(鶴見東部1件、鶴見西部1件、港北中部1件)
 <認定件数> 0件



4 特定地域外への優良企業の立地を逃さない制度創設

特定地域外の特例

特定地域内の開発エリアが限定的となっている中で、特定地域外で優良な企業立地の動きがあった場合、これを逃さないため、特に高い経済効果(※)が認められる場合、**特定地域外の事業計画も支援対象とする枠組みを創設**。

改正の内容

- ◆ 特に高い経済効果※が認められる場合に限り、特定地域外の事業計画も支援対象とする。(取得型のみ)
- ※ 市内雇用50人以上増加・市外からの新規進出機能・経営状況(経常利益)等の要件を付加。前提として、地区計画等との整合性や法令等の規定により立地が認められる場合に限る。
- <支援対象> 本社・研究所・工場・賃貸研究所・賃貸工場
 <上限額> 10億円
 <助成率> 8%

条例認定・相談件数(H30年4月～R1年11月)

- <相談件数> 15件(青葉区3件・都筑区3件、港北区2件、緑区2件、中区2件他)
 <認定件数> 0件



5 テナント企業誘致の強化(助成金から税軽減への転換)

テナントへの支援内容

都内におけるオフィス床の大量供給や税制改正(法人市民税の一部国税化)の動きに対応して、テナント企業誘致を強化

- ① 「納付後の助成金」から「申告(納付)時点の税軽減」への転換により、支援を早期化
- ② 法人市民税の一部国税化により、支援額(法人市民税額(法人税割額))が減少することを踏まえ、支援期間を1年延長。

改正の内容

<税軽減>

- ① 法人市民税の法人税割額を軽減(納付不要)
- ② 軽減期間:4年~6年
 - ・みなとみらい21、横浜駅周辺:5年間(外資系企業は6年間)
 - ・関内周辺、新横浜都心:4年間(外資系企業は5年間)
 - ・京浜臨海部、臨海南部:4年間(外資系企業は5年間、指定事業分野のみ支援)

条例認定・相談件数(H30年4月~R1年11月)

<相談件数> 45件
<認定件数> 4件



6 取得型支援の枠組み変更(中小企業への支援強化)

建設・取得への支援内容

取得型のインセンティブ効果をより高めるため、支援の助成金への一本化等、枠組み変更を図る中で、中小企業に対する支援を強化

- ① 「固定資産税・都市計画税の軽減」を廃止し「助成金」に一本化。
- ② 中小企業は1億円以上の投資額から助成金を交付。
税軽減(固・都税の税率を1/2)から変更することにより支援拡充。
- ③ 大企業は最低投資額を現行の10億円から50億円に引き上げ、本市への定着が見込まれる大規模投資を促進することを明確化。

改正の内容

	改正前		改正後	
	投下資本額	支援内容	投下資本額	支援内容
中小企業	1億円以上~5億円未満	固都税軽減(1/2×5年間)	—	—
	5億円以上	固都税軽減(1/2×5年間)+助成金支援	1億円以上	助成金支援
大企業	10億円以上~50億円未満	固都税軽減(1/2×5年間)	—	—
	50億円以上	固都税軽減(1/2×5年間)+助成金支援	50億円以上	助成金支援

条例認定・相談件数(H30年4月~R1年11月)

<相談件数> 9件
<認定件数> 3件



Ⅲ 支援効果について



1 認定実績

期※1 適用年度 (期間)	第1期 H16～20年度 (5年)	第2期 H21～23年度 (3年)	第3期 H24～26年度 (3年)	第4期 H27～29年度 (3年)	第5期※2 H30～R2年度 (3年)	合計
取得型	54件	12件	16件	23件	3件	108件
テナント型	—	10件	10件	7件	4件	31件
合計	54件	22件	26件	30件	7件	139件
主な企業 (認定投資額)	<ul style="list-style-type: none"> ・日産自動車 (337億) ・富士ゼロックス (557億) ・MMセンタービル (427億) ・横浜三井ビル (358億) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日立製作所 (239億) ・富士通FIP (117億) ・レノボ・ジャパン (テナント型) ・アディエント合同会社 (テナント型) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スリーエム ジャパン (テナント型) ・富士通コミュニケーションサービス (テナント型) ・JXオーシャン (テナント型) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資生堂 (400億) ・京浜急行電鉄 (219億) ・村田製作所 (465億) ・キャタピラー・ジャパン (テナント型) ・ジャパンマリユナイテッド (テナント型) 	<ul style="list-style-type: none"> ・サンヨー機工 (4億) ・京セラドキュメントソリューションズ (テナント型) ・バンテック (テナント型) 	

※1 適用される期は申請日による。

※2 令和元年12月26日現在



1 認定実績

■ 第5期条例における「テナント企業誘致の強化」の成果

→大手メーカーの子会社、大手物流会社の子会社、外資系企業などテナント型の
大規模な移転、新規進出4件を認定し、いずれも今年度に横浜で事業を開始。

→いずれの事業計画についても、当条例の税軽減による支援制度が、横浜への本社
移転、新規進出にあたり、意思決定の大きなインセンティブとなった。

第5期認定のテナント型 全4件

認定事業者名	特定地域	支援対象	事業開始時期	税軽減による 支援額(概算)
(株)I J T T (いすゞ自動車グループ)	横浜駅周辺	本社	平成31年4月	2,200万円
B S I グループ ジャパン(株)	MM2 1	本社	令和元年5月	3,200万円
京セラドキュメント ソリューションズ(株)	MM2 1	研究開発部門	令和元年7月	1億1,500万円
(株)バンテック (日立物流グループ)	MM2 1	本社	令和元年7月	1億7,000万円



2 雇用の創出(平成30年12月現在)

■ 雇用状況について

市内雇用者数は52,359人で、各認定事業計画の事業開始前15,277人との比較で、
37,082人の雇用を創出

市内雇用者数52,359人のうち、約38.3%の20,076人が横浜市民。

	H30.12 雇用創出数			H29.12 雇用創出数			前年比 (増加した 雇用者数)
	H30.12 雇用者数	事業開始前 雇用者数	増加した 雇用者数	H29.12 雇用者数	事業開始前 雇用者数	増加した 雇用者数	
市内雇用者数	52,359人	15,277人	37,082人	49,388人	15,105人	34,283人	2,799人
うち横浜市民	20,076人	398人	19,678人	19,460人	374人	19,086人	592人
事業開始済数	115件	—	115件	106件	—	106件	9件

※雇用者数には、報告義務が終了している認定企業の最終報告年の雇用者を含みます。



3 市内企業の事業機会拡大(平成30年12月現在)

■ 市内企業への発注状況について(認定した新規事業により受注機会が純増)

建設・設備投資(累計)は337,283百万円で前年と比べて9,923百万円の増加

内容	地域	H30.12			H29.12			前年比 市内・準市内 企業発注額 (百万円)
		発注額(百万円)			発注額(百万円)			
		総額	市内・準市内 企業	発注率	総額	市内・準市内 企業	発注率	
建築工事、 設備工事等	業務系	229,301	224,431	97.9%	229,090	224,220	97.9%	211
	工業系	147,820	112,852	76.3%	135,254	103,140	76.3%	9,712
合計		377,121	337,283	89.4%	364,344	327,360	89.8%	9,923

事業活動は195,089百万円と、前年と比べて80,915百万円の増加

内容	地域	H30.12			H29.12			前年比 市内・準市内 企業発注額 (百万円)
		発注額(百万円)			発注額(百万円)			
		総額	市内・準市内 企業	発注率	総額	市内・準市内 企業	発注率	
原材料調達、 物品購入、 保守管理、 清掃等	業務系	885,502	145,450	16.4%	646,171	66,065	10.2%	79,385
	工業系	220,481	49,639	22.5%	248,997	48,109	19.3%	1,530
合計		1,105,983	195,089	17.6%	895,169	114,174	12.8%	80,915

* 市内企業:市内に本社がある企業、準市内企業:市内に支店・営業所がある企業

(単位:百万円)

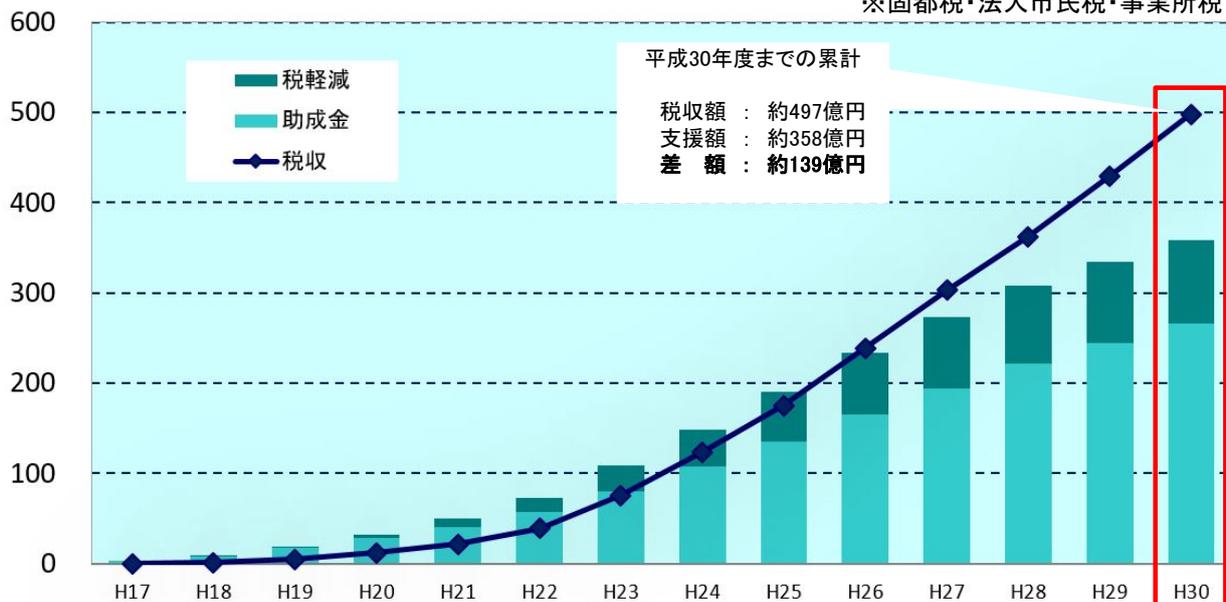


4 支援額に対する税收(累計)

単位:億円

<タックスエクスペンディチュアの考え方による税收(※)効果グラフ>

※固都税・法人市民税・事業所税



【H27実績】 税收額:302億円・支援額:273億円

【H30実績】 税收額:497億円・支援額:358億円

